第 2440 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年12月15日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 相続時精算課税制度と住宅取得資金の併用

 $oldsymbol{A}$ : 一定の場合を除き、原則として適用を受けることができます。

## 【解説】

住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例とは、住宅取得資金を一定の贈与者から贈与された場合、3,500万円までは課税されず、3,500万円を超える部分については一律20%の贈与税が課されるという特例で、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間の贈与について適用されます。

ご質問の従来からある住宅取得資金等の贈与との併用適用は、次のように取り扱われます。

- ①平成14年12月31日までに住宅取得資金等の贈与の特例を受けた場合 平成15年1月1日以後の住宅取得資金の贈与について、相続時精算課税制度の特例が受けられます。
- ②平成15年1月1日以後に住宅取得資金等の贈与の特例を受けた場合 その贈与者からの贈与については、住宅取得資金の贈与を受けた日の属する年以後5年間は相続時精算課税制度の特例が受けられません。







